

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日ときは、その翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

国民体育大会事務局設置規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

◇公安規則 警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

◇人委規則 職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

## 規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

### 鳥取県規則第二十五号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 防災行政連絡所（第二十九条・第三十条）」を **第四**

款 防災行政連絡所（第二十九条・第三十条）

款の二 消防学校（第三十条の二・第三十条の三）」

に、「歯科衛生士学

院」を「歯科衛生専門学校」に、 **第三款 都市開発事務所（第一百五十六**

条の八・第一百五十六條の九） **第四款 港湾事務所（第一百五十六條の**

十一第一百五十六條の十二） **第五款 ダム建設事務所（第一百五十六**

条の十三―第一百五十六條の十五）」 **第三款 空港建設事務所（第一百五**

十六條の八―第一百五十六條の十） **第四款 港湾事務所（第一百五十六**

条の十一―第一百五十六條の十三） **第五款 ダム建設事務所（第一百五**

十六條の十四―第一百五十六條の十六）」

に改める。

に改める。

第六条第一項の表民生部の項中

厚生援護課

総務室・老人福祉対策室  
障害者スポーツ大会準備

・社会係・保護係・更生係・全国身体  
係・特別医療係・調査係・補償係

を

厚生援護課

総務室・老人福  
室・社会係・保

社対策室・全国身体障害者スポーツ大会準備  
護係・更生係・特別医療係・調査係・補償係

に改め、同条第二項中「福祉

係を」の下に、「同課全国身体障害者スポーツ大会準備室に総務係及び調  
整係を」を加える。

第九条消防防災課の項第九号中「及び防災行政連絡所」を削り、同項に  
次の一号を加える。

十 防災行政連絡所及び消防学校に関すること。

第十条の二医務課の項第三号中「歯科衛生士学院」を「歯科衛生専門学  
校」に改める。

第十条の二環境保全課の項第六号中「維持管理の指導」の下に「(厚生  
大臣の権限に属するものに限る。）」を加える。

第十三条都市計画課の項第六号を削り、同条下水道課の項第二号を次の  
ように改める。

二 その他下水道に関すること(環境保全課の主管に属するものを除く)。  
第十三条港湾課の項第六号中「空港」の下に「、空港建設事務所」を加える。

第十八条の表中

鳥取県あん摩マツサー ジ指圧師、はり師及び きゆう師試験委員	あん摩マツサージ指圧師、は り師によるあん摩マツサージ指圧
鳥取県柔道整復師試験 委員	柔道整復師法第三条の規定に

り師、きゆう師等に関する法律第二条第一項の規定  
師、はり師及びきゆう師の試験に関する事務

よる柔道整復師の試験に関する事務

を

鳥取県あん摩マツ  
ジ指圧師、はり師  
う師及び柔道整復  
験委員

サー  
きゆう  
師試  
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第二条第一項  
によるあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師の試験並びに柔道整  
第三条の規定による柔道整復師の試験に関する事務

の規定

復師法

鳥取県優生保護審査会

優生保護法(昭和二十三年法律第  
手術に関する適否の審査に関する

百五十八号) 第十七条第三項の規定による優生  
事務

を

鳥取県優生保護審

査会

優生保護法(昭和二十三年法律第百五十八号) 第十六条の規定による優生  
に関する適否の審査に関する事務

手術に

に、

鳥取県中小企業調停審  
議会

中小企業団体の組織に関する  
第八十二条の規定による組合  
中小企業等協同組合法(昭和  
の二の規定による団体協約に  
議に関する事務

協 小 五 の に  
約 (昭 企 十 事 によ

議

法律(昭和三十三年法律第八十五号) 協約に関する重要事項の調査審議並びに 二十四年法律第八十一号) 第九条の二 関するあつ旋又は調停についての調査審

中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)の規定 里商工組合等が締結する組合協約及び特殊契約に関する重要事項、中小企業 業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和 二年法律第七十四号) 第六条第三項に規定する中小企業団体の構成員たる中 業者の経営の安定に及ぼす影響等に関する事項並びに中小企業等協同組合法 和二十四年法律第八十一号)の規定により事業協同組合等が締結する団体 に関する重要事項の調査審議に関する事務

を

鳥 取 県 中 小 企 業 調 停 審 議 会

に、

鳥取県改良普及員資格試験審査委員	鳥取県改良普及員資格試験条例(第五十九号) 第十一条の規定によ 判定に関する事務
鳥取県生乳取引調停審 議会	鳥取県生乳取引調停審議会設置条 例第二十一号)の規定による生乳 関する重要事項の調査審議に關す

課

に、

昭和二十七年十二月鳥取県条例 改良普及員資格試験の成績の 等取引契約に係る紛争の調停に する事務

畜 産 課

農 業 改 良 課

を

鳥 取 県 改 良 普 及 員 資 格 試 験 審 査 委 員

鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例 第五十九号) 第十一条の規定による改良普及員資格試験の成績の 判定に関する事務

農 業 改 良

鳥取都市計画事業鳥取 駅前土地区画整理審議 会	土地区画整理法(昭和二十九年法律第 項の規定による換地計画、仮換地の指 関する事項について同法によりその権 査審議に関する事務
米子境港市計画事業 米子駅前通り土地区画 整理審議会	鳥取県土地区画整理事業補償審議会条 例(第五十三号) 第一条の規定によ 又は除却に伴う損失の補償についての
鳥取県土地区画整理事 業補償審議会	土地区画整理事業の施行地区内におけ (昭和四十五年十月鳥取県条例第五十 県が施行する土地区画整理事業の施行 地に存する建築物その他の工作物若し 紛争の調停に関する事務
米子駅前通り土地区画 整理事業紛争調停委員 会	

百十九号) 第五十六条第三  
定及び減価補償金の交付に  
限に属させられた事項の調

例(昭和四十五年十月鳥取  
る県が施行する土地区画整  
作物又は竹木土石等の移転  
調査審議に関する事務

る紛争の調停に関する条例  
四号) 第四条の規定による  
地区内における宅地又は宅  
くは物件に関する民事上の

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号) 第五十六条第三  
項の規定による換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に  
関する事項について同法によりその権限に属させられた事項の調  
査審議に関する事務

を

鳥取都市計画事業鳥取  
駅前土地区画整理審議  
会

米子境港都市計画事業  
米子駅前通り土地区画  
整理審議会

に、

鳥取県水防協議会

鳥取県砂対策審議会

水防法(昭和二十四年法律第百九十三号) 第  
項の規定による水防計画その他水防に関する  
及び関係機関に対する意見の陳述に関する事  
鳥取県砂対策審議会条例(昭和四十五年七月  
号) 第一条の規定による砂の安定供給の確保  
総合的な施策の調査審議に関する事務

八条第一項及び第二  
重要事項の調査審議  
務

河川課

鳥取県条例第三十五  
に関する基本的かつ

を

鳥取県水防協議会

水防法  
項の規  
及び関

(昭和二十四年法律第百九十三号) 第八条第一項及び第二  
定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議  
係機関に対する意見の陳述に関する事務

河川課

に、

鳥取県建築士審査会

鳥取県二級建築士選考  
委員

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号) 第二十八  
項の規定による建築士法附則第六項の規定による二級建築士の選考

建築士法附則第六項の規定による二級建築士の選考

条の規定による二級建築士試験の事項の処理に関する事務

を  
鳥取県建築士審査会  
建築士法(昭  
験に関する事

和二十五年法律第二百二号)第二十八条の規定による二級建築士試験及び同法によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務

に改める。

第二十三条中「、行政部及びえびす寮」を「及び行政部」に改める。

第四章第二節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 消防学校

(設置)

第三十条の二 消防学校を次のとおり置く。

名	称	位	置
鳥取県消防学校		米子市	

(分掌事務)

第三十条の三 消防学校は、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第二十六条の規定による消防職員及び消防団員の教育訓練並びに自主防災組織の構成員等の教育訓練に関する事務を分掌する。

第八十一条第一項中「看護婦」の下に「及び看護師」を加え、同条第二項中「、保健婦及び」を「及び看護師、保健婦並びに」に改める。

第四章第三節の二第六款の款名を次のように改める。

第六款 歯科衛生専門学校

第八十四条中「鳥取県立歯科衛生士学院の設置及び管理に関する条例」を「鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例」に、「歯科衛生士学院」を「歯科衛生専門学校」に、「鳥取県立歯科衛生士学院」を「鳥取県立歯科衛生専門学校」に改める。

第八十五条中「歯科衛生士学院」を「歯科衛生専門学校」に改める。

第四百二十二条の三に次の一号を加える。

三 大平地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に関すること。

第四百二十二条の六中第五号を第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 加勢蛇東地区畑地帯総合土地改良事業に関すること。

第四章第六節第五款中第五百五十六条の十五を第五百五十六条の十六とし、第五百五十六条の十四を第五百五十六条の十五とし、第五百五十六条の十三を第五百五十六条の十四とし、同節第四款中第五百五十六条の十二を第五百五十六条の十三とし、第五百五十六条の十一を第五百五十六条の十二とし、第五百五十六条の十を第五百五十六条の十一とし、同節第三款を次のように改める。

第三款 空港建設事務所

(設置)

第五百五十六条の八 空港建設事務所を次のとおり置く。

名	称	位	置
鳥取県鳥取空港建設事務所		鳥取市	

(分掌事務)

第百五十六条の九 空港建設事務所は、空港の建設に係る次の各号に掲げる事務を分掌する。

- 一 工事の調査設計に関すること。
- 二 工事の施行及び監督に関すること。
- 三 工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関すること。
- 四 工事に係る損害賠償及び補償に関すること。
- 五 不動産の登記に関すること。
- 六 庶務に関すること。

(内部組織)

第百五十六条の十 空港建設事務所に総務課及び工務課を置く。

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

国民体育大会事務局設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第二十六号

国民体育大会事務局設置規則の一部を改正する規則

国民体育大会事務局設置規則(昭和五十五年三月鳥取県規則第八号)の

一部を次のように改正する。

第二条の表中

総務課	総務係・企画広報係・県民運動係
調整課	施設係・宿泊衛生係・輸送交通係
競技式典課	競技運営係・式典係・演技係

を

総務課

総務係・企画広報係・財務係・県民運動係

調整課

施設係・会場係・宿泊衛生係・輸送交通係

競技式典課

競技第一係・競技第二係・式典係・演技係

に改める。

第三条総務課の項第三号中「国体準備委員会」を「国体実行委員会」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第二十七号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)

の一部を次のように改正する。

別表の第一号中「肥料検査吏員」を「肥料検査員」に改め、同表の第三号中「電話技師」の下に「教官」を加える。

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

### 公安委員会規則

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

#### 鳥取県公安委員会規則第二号

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の定員の配分に関する規則（昭和五十三年三月鳥取県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

課署別	警 察 官						一般職員
	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	計	
秘書課	2	1		1		4	15
会計課	1		1			2	17
警務課	3	6	2	1		12	13
教養課	1	2	4	1		8	3
厚生課		1				1	9
監察官室	1	1	3			5	1
捜査第一課	2	4	7	8		21	8
捜査第二課	1	4	5	8		18	2
防犯課	1	3	4	4		12	5
少年課	1	3	3	4		11	4
鑑識課	1	1	2	2	2	8	10
科学捜査研究所							10
警備課	3	5	9	19		36	4
警ら課	2	5	2	8		17	10
機動隊	1	1	1	3	21	27	1
交通企画課	2	4	5	3		14	11
交通指導課	1	3	3	6		13	1
運転免許課	3	1	2	2		8	29
交通機動隊	1	1	3	9	28	42	1
警察学校	1	3	8	12	24	48	5
小 計	28	49	64	91	75	307	159
岩美警察署	1	2	4	8	16	31	3
鳥取警察署	2	6	21	57	97	183	18
郡家警察署	1	2	5	21	24	53	4
智頭警察署	1	2	4	7	13	27	3
浜村警察署	1	2	4	9	16	32	3
倉吉警察署	2	4	15	35	50	106	11
八橋警察署	1	2	5	12	16	36	4
米子警察署	2	6	21	61	121	211	16
境港警察署	1	4	8	19	23	55	8
溝口警察署	1	2	4	7	12	26	3
黒坂警察署	1	2	4	7	14	28	3
小 計	14	34	95	243	402	788	76
合 計	42	83	159	334	477	1,095	235

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十二号

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員職務の等級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改める。

別表第一の知事の事務部局の地方機関の項中

北九州事務所

所 長 次 長 次 長

を	北九州事務所	所 長	次 長	次 長
	消防学校	校 長		教 官

教 官				
	に、	所 都市開発事務		所 長

次 所 長 課 長 課 長 補 佐

鳥取空港建設事務所

次 所 長 課 長

に改め、同表の知事の事務部局の地方

機関の共通の項三等級の欄中「主任」を「主任衛生技師」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十三号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の地方機関の項中

北九州事務所

三 種	を	北九州事務所	所 長	三 種
		消防学校	校 長	三 種

務	所 長	所 長	二 種	三 種
	長（人事委員会が承認したものに限る。）			
			を	鳥取事務



空港建設  
所  
次  
長  
三  
種  
に改める。

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十四号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の知事の事務部局の項中

中国横断自動車 道用地事務所	用地等の取得、 公用自動車の運
都市開発事務所	調査、設計、工 取得、地上物件 又は公用自動車

地上物件の移転、調査、測量又は 転	人事委員会が別 に定める区域
事の施行、指導、監督、用地等の の移転、賠償、補償、換地、登記 の運転	人事委員会が別 に定める区域

を

中国横断自動車 道用地事務所	鳥取空港建設事 務所
-------------------	---------------

用地等の取得、地上物件の移転、調査、測量又は 公用自動車の運転	米子市、西伯郡及 び日野郡の区域
調査、設計、工事の施行、監督、用地等の取得、 地上物件の移転、賠償、補償、登記又は公用自動 車の運転	鳥取市の区域

に

改める。

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中

北九州事務所

所長

を

北九州事務所

所長

消防学校

校長

に、

都市開発事務

所

長 次長 総務課長

を

鳥取空港建設事務所

所長 次長

に改

める。

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千四百円（送料を含む。）】